

発注者綱紀保持対策



平成25年9月26日(木)

近畿中国森林管理局

1

事業者の皆様へ

近畿中国森林管理局における発注者綱紀保持対策について

- 近畿中国森林管理局では、「林野庁発注者綱紀保持マニュアル」に基づき、発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を強化することいたしました。
- 近畿中国森林管理局の発注事務については、今後、このマニュアルに基づいて、事業者の皆様との応接や「不当な働きかけ」に対する対応など、以下のとおり取り組みます。
事業者の皆様におかれましては、近畿中国森林管理局における発注者綱紀保持のための取組の趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

2

事業者の皆様へ

林野庁発注者綱紀保持マニュアルに基づく主な取組

(1) 事業者の皆様との応接方法について

- 執務室への自由な出入りを制限し、受付カウンターや応接スペース等で対応します。
- 複数の職員により対応します。

(2) 不当な働きかけの記録・公表について

対面、郵送、電話等の手段に関わらず、次のような不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否するとともに、その内容を記録し、発注者綱紀保持委員会に報告します。さらに、発注者綱紀保持委員会が調査分析の上、「不当な働きかけ」と認められた場合には不当な働きかけの日時、働きかけを行った者の氏名及びその内容等を公表します。

- 有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- 指名競争入札において指名又は指名しないことの依頼
- 発注すること又は発注させないことの依頼
- 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報を聴取
- 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報を聴取
- 公表前における発注予定に関する情報を聴取
- 公表前における入札参加者に関する情報を聴取
- その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の獲得につながるおそれのある依頼又は情報聴取

※ 「林野庁発注者綱紀保持マニュアル（近畿中国森林管理局）」及び「近畿中国森林管理局発注者綱紀保持委員会」については、近畿中国森林管理局のホームページ「http://www.rnff.go.jp/kinki/appl/mbl/issuue/tonki_ko/j/index.html」とご覧下さい。

3

発注者綱紀保持マニュアルについて

- 平成19年3月に地方農政局の水門設備工事で談合事件、同年5月に緑資源機構の林道事業に係る地質調査・調査測量設計業務で官製談合事件が発覚
- 農林水産省における発注事務に対する国民の信頼確保が課題（発注事務の適正性及び透明性の向上、発注事務に係る綱紀の保持）
- 平成19年7月に「農林水産省発注者綱紀保持規程（19訓令第22号）」、8月に「農林水産省発注者綱紀保持マニュアル」、10月に「林野庁発注者綱紀保持マニュアル」を制定。研修等により、職員のコンプライアンス意識の向上に取組
- しかし、平成21年度に本省、出先機関において「預け金」や「翌年度納入」、平成23年度に加重収附事業が発覚
- 平成23年9月に「農林水産省発注者綱紀保持マニュアル」等が改正
これを踏まえ、同年12月に「林野庁発注者綱紀保持マニュアル」を改正
- 発注担当職員及び管理監督者等への綱紀保持の周知・徹底、意識高揚が不可欠

4

官製談合防止法（1）

（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律）

公共事業発注者（国、地方公共団体、独立行政法人等）の談合への関与を防止する法律
国等の職員が入札談合等関与行為（法第2条第5項各号の4類型）をしていた場合、

- 公取委が必要な改善措置を要求（内容・理由を記載した書面を交付）
- 罰等は、損害、職員の賠償責任の有無等を調査
- 職員が故意又は重大な過失で罰等に損害を与えた場合の損害賠償請求を規定
→職員が公正を害する行為を行った時は5年以下の懲役又は250万円以下の罰金

入札談合等関与行為（4類型）

- 談合を行わせる
- 契約相手方等の指名、意向の教示・示唆
- 秘密情報の教示・示唆
- 特定の談合の補助（特定業者参加に便宜）

△△地区は□□会社がいいかな。
今年度の各社の年間受注目標はこれで頑張るよ。
××地区を取りたいので分割発注して買えませんか。
あの仕事は単○台かな。
分けてやるから頑張ってるよ。

5

官製談合防止法（2）

公正取引委員会

入札談合等関与行為（罰則あり） → 通報 → 調査 → 認定 → 各省各庁の長等に対する改善措置要求

処分の概要

「懲戒処分の指針」（平成12年3月31日付け職職一6人事務総務局長通知）において「免職」又は「停職」と規定

損害賠償請求：入札談合行為に関与した工事の請負代金を基準に賠償を請求。賠償請求権自体は、予算執行職員等の責任に関する法律及び民法に基づき発生

区分	刑法（§96-6）	官製談合防止法（§8）	独占禁止法（§80）
罪名	競争入札妨害罪、談合罪	入札等の妨害の罪	不当な取引制限の罪
懲役	2年以下	5年以下	5年以下
罰金	250万円以下	250万円以下	500万円以下


各省各庁の長等
調査（損害、懲戒事由等）
○調査結果
○改善措置内容の公表
職員に対する責任の追及
（故意・重大失による損害があれば）損害賠償請求
（懲戒事由があれば）免職等の懲戒処分

6

入札・契約事務に関する不適正事案（１）

該当

	概 要	処 分
1	独立行政法人の理事、課長が、林道事業の調査測量設計業務の受注業務の従事者等と共謀の上、各事業者における同法人退職者の在籍状況、事業者の受注意欲、過去の受注実績等を勘案して、受注予定者を決定	理事は懲役２年（執行猶予４年）、課長は懲役１年６月（執行猶予３年）
2	職員等が年間発注予定工事に関する割付表を作成し、事業者間での談合を容易にするために、入札前の工事に係る競争参加者名・数等の情報を特定の事業者に教示	懲役１年６月～懲役１年２月（執行猶予付）、 懲戒免職





7

入札・契約事務に関する不適正事案（２）

予定価格の選抜

1	会議室において複数職員で対応中、懸念の事業者に入札前の設計内訳書の写し（金額入り）を手交	略式起訴、罰金１００万円、停職１月
2	事務所課長は、他事務所が発注する測量業務の予定価格算出に使用できる「経費率表」などの内部資料を漏洩し、賄賂を受領	懲役２年６ヶ月（執行猶予４年）、追徴金710万円、 懲戒免職





8


入札・契約事務に関する不適正事案（３）

競争参加者等の教示

1	(談合の存在を知りつつ) 上司からの指示を受け、特定事業者に対して競争参加者名・数を教示（結果的に談合に利用）	減給６月
---	---	------

不適切な検査・支払い

1	担当課長は、業者から契約期間内の作業終了が困難な旨の相談を受け、契約の実施を約束した上で、担当係長等に対して終了済みとして処理するよう指示 現場担当者は、虚偽の作業完了届に基づき検査調書を作成・提出し、国は契約に基づき代金支払い	担当課長は減給３月、担当者は減給２月又は戒告
---	---	------------------------



9

不適正事案につながるおそれのある意識・行動等


(地方自治体の行動指針等から抜粋)

皆さんの職場で、このような意識・行動はありませんか？

不適正事案の発生

コミュニケーションギャップ
(伝わっている・理解しているはず)、内部率制の欠如(見逃し、見ぬ振り)、形式的な確認・検査、反復教育の不足

組織としての不備



職員意識・行動


コンプライアンス・公金意識の低さ、思い込み(自己都合解釈)、必要悪(>正しい手続き)、安易な前例踏襲・重視、不適正事案に関する認識不足(他業・他人事)、過去の教訓の風化、事業者との馴れ合い(これぐらいなら・・・)

対応例

危機感・問題意識の保持(OJT、反復教育)、「何故型思考」の定着(何故やる・何故やれない等)、報・連・相の励行(勝手に判断しない)、あるべき姿と前例・実態との乖離の再点検(国民目線)、意識改革(どこでも起き得る、明日は我が身)、引継時等の確認(新任担当者との意見交換等)、入札・契約制度等の検証 e t o

10

ご静聴ありがとうございました。
入札制度や発注者保持について認識を深めましょう！！



不適正な行為は、「しない」、「させない」
「見落とさない」、「見逃さない」！！

11